

報道各位

新潟市 市民生活部 市民生活課

新潟市犯罪被害者等支援推進会議から 新潟市犯罪被害者等支援推進計画策定に係る 答申書を受け取ります

本市では、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、令和4年8月1日に新潟市犯罪被害者等支援条例を施行しました。

現在、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」の策定を進めています。

令和4年9月28日に、新潟市犯罪被害者等支援推進会議に対し、計画策定に係る諮問を行い、3回にわたる審議・検討を進めた結果、この度、同推進会議の答申がまとまったことから、市長に提出するものです。

記

実施概要

- 日時 令和5年3月27日（月） 午前10時00分から
※取材を希望される方は、午前9時55分までに秘書課前に集合してください。
- 会場 新潟市役所本館3階秘書課 市長応接室
- 提出者 新潟市犯罪被害者等支援推進会議（2名）
会長 丹羽 正夫 様 副会長 大花 真人 様
- 趣旨 新潟市犯罪被害者等支援推進計画策定に係る諮問に対する
答申書の提出
- 対応者 新潟市長 中原 八一
市民生活部長 鈴木 稔直

【問い合わせ先】

新潟市市民生活部市民生活課
安心・安全推進室
担当：大森・山内
電話：025-226-1110（直通）